官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七六）　一
○国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（同七七）　三〇
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛六八）　四三

〔告示〕
○自動車の登録及び検査に関する申請におけるフレキシブルディスクによる手続に係るフレキシブルディスクへの記録方式等に関する告示等を改正する告示（国土交通一〇三〇）　四五

〔官庁報告〕
国家試験
第六十一回診療放射線技師試験の施行（厚生労働省）　五〇
診療放射線技師試験委員の公告（同）　五一
第五十五回臨床検査技師国家試験の施行（同）
臨床検査技師試験委員の公告（同）　五二
第四十四回理学療法士国家試験の施行（同）
第四十四回作業療法士国家試験の施行（同）
理学療法士作業療法士試験委員の公告（同）
第三十九回視能訓練士国家試験の施行（同）
視能訓練士試験委員の公告（同）
第十七回あん摩マッサージ指圧師試験の施行（同）
第十七回はり師試験の施行（同）
第十七回きゅう師試験の施行（同）
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員の公告（同）
第十七回柔道整復師試験の施行（同）
柔道整復師試験委員の公告（同）
第十一回言語聴覚士国家試験の施行（同）
言語聴覚士試験委員の公告（同）
平成二十一年（第五十九回）計量士国家試験（経済産業省）　五三

〔公告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家に関する公告関係　五四
裁判所
破産、再生関係　五五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構・公示送達、プログラムの著作物に係る登録関係　五六
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行申立て、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　五七
会社その他
会社決算公告　六〇

省令

○国土交通省令第七十六号

道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び道路運送法等の一部を改正する法律を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月一日　国土交通大臣　谷垣　禎一

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。　六一

第三十五条の三第一項第四号中「及び所有者」を削り、「住所」の下に「（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合にあつては、使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所）」を加える。　六二

第三十六条第三項中「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）」に改める。　六三

別表第二新規検査及び予備検査の項第三号中「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改める。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。　六四

第五条の二第一項第一号中「第十六条第二項の規定により」を「第十六条第一項の申請に基づく」に改める。　六五

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。　六六

別表第二第一号イ中「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）」に改める。　六七

第三号様式中「抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第四条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。　六八

第一条中「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十五条の二第一項ただし書の規定による届出があつた年月日」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。